

地域振興券の 交付は **3月27日(土)**に行います

地域振興券の交付を3月27日(土)午前9時から午後5時まで次のとおり行います。

交付場所

日吉・東陽地区 役場玄関ロビー
南条・白浜地区 保健センター

交付時に必要なもの

○光町地域振興券引換申請券または、引換券(いずれも3月中旬に対象者に郵送予定)

○印かん

○本人確認書類(免許証・保険証等)

代理人の場合は、代理人の印かん、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

なお、3月27日に都合の悪い方は、

3月28日(日)役場玄関ロビー

3月29日以降は役場産業課で交付します。

問合せ

産業課商工農産係 ☎(84)1211 内線 162・165

よくわかる 介護保険制度 Q&A ⑤

(平成12年4月スタート)

Q 介護サービス計画とは、どのようなものですか？ また、誰が作るのですか？

A 計画とは、介護を必要としている人が、介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境などを考えながら、サービスの種類、内容を定めたものです。

要介護度の区分(介護度の分類は要支援と要介護Ⅰ～Ⅴ)によって、介護保険から支払われるサービスの限度額が決まっています。しかし、人によって症状や環境はさまざまなので、その限度額の範囲内で個人個人にあった介護メニューを作成していくことになります。このメニューをケアプラン(介護サービス計画)といいます。

このケアプランは、ケアマネージャー(介護支援専門員)が本人や家族の希望を聞きながら、限度額の範囲内で作成しますが、その作成費用は介護保険から支払われます。

介護サービスを受ける人は、その費用(限度額)の1割を自己負担することになります。もし限度額以上のサービスを希望する場合は、限度額を超えたサービスの金額も自己負担となります。



■在宅サービス

| 要介護度 | 身体の状態 | 限度額(月額) |
|------------------------|---|---------|
| 要支援 | 日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴などに一部介助が必要 | 6万円程度 |
| 要介護度Ⅰ (部分的介護) | 立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴など一部介助が必要 | 17万円程度 |
| 要介護度Ⅱ (中等度) | 起き上がりが自力では困難。排泄、入浴などで一部または全体の介助が必要 | 20万円程度 |
| 要介護度Ⅲ (重度) | 起き上がり、寝返りが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要 | 26万円程度 |
| 要介護度Ⅳ (最重度) | 排泄、入浴、衣服の着脱など多くの行為で全面的介助が必要 | 31万円程度 |
| 要介護度Ⅴ (過酷な介護を要する状態) | 生活全般について全面的介助が必要 | 35万円程度 |

■施設サービス(要介護者のみ)

| 施設名 | 目的 | 限度額(月額) |
|-----------|---------------------------|----------|
| 特別養護老人ホーム | 常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所 | 31.5万円程度 |
| 介護老人福祉施設 | リハビリを中心とする医療ケアと介護を行うために入所 | 33.9万円程度 |
| 介護療養型医療施設 | 長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院 | 46.1万円程度 |

問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎(84) 1158